

# 社会保険

# いばらき

# 7

## 育児休業期間中の保険料・標準報酬月額

2014 July  
NO.432

- 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の算定方法
- 限度額適用認定証をご利用下さい
- 協会けんぽの申請書・届出書様式が新しくなります



「夏の里美牧場」(撮影・常陸太田市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 育児休業期間中の 保険料・標準報酬月額

育児・介護休業法による育児休業等の期間については、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。また育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合には標準報酬月額の改定が行われます。



## 育児休業等取得者申出書 により保険料を免除

育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間については、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料（被保険者及び事業主負担分）が免除されます。

### 手続き

※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。

「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を郵送で茨城事務センター又は、管轄の年金事務所へ提出してください。



## 育児休業等を終了した際の 標準報酬月額の改定

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合は、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出をすることにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間にうけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の

改定を行います。この改定により復帰後の報酬を反映させた保険料負担になります。

### 手続き

被保険者は、事業主を通じて「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を郵送で茨城事務センター又は、管轄の年金事務所へ提出してください。



## 養育期間の従前標準報酬 月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の申出により、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響

しないように、従前の標準報酬月額をその養育期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。この場合の保険料は、実際の低い標準報酬月額に応じた負担になります。

### 手続き

被保険者は、事業主を通じて「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を郵送で管轄の茨城事務センター又は、年金事務所へ提出してください。

なお、申出には子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができ、書類（戸籍抄本等）と、申出者が子を養育することになった日を証明する書類（住民票の写し等）を添付してください。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。



## 退職後継続再雇用された方の 標準報酬月額決定方法が適用される範囲が変わりました

被保険者が退職後1日の空白もなく同じ会社に再雇用された場合、使用関係は継続し、被保険者も継続します。

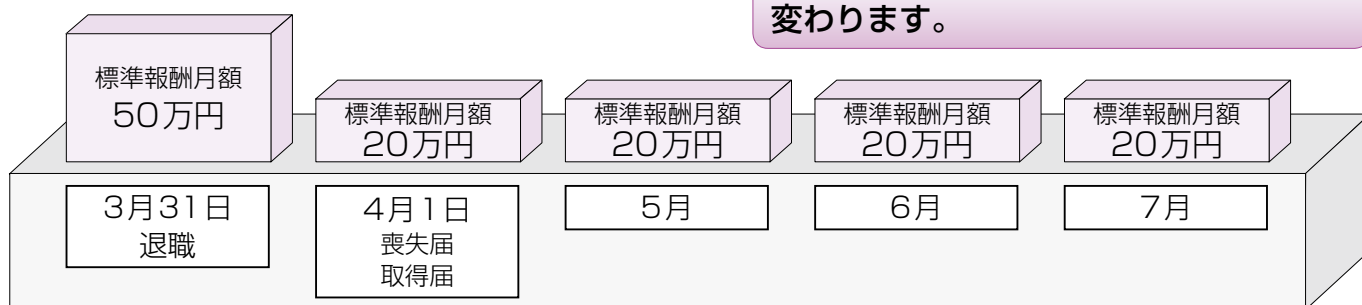
ただし、60歳以上で退職後1日の空白もなく継続して再雇用（退職後継続再雇用）される人は、使用関係が一旦中断したのものとして、「資格喪失届」「資格取得届」を提出することができます。これによって、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定することができます。

平成25年4月から、「60歳から64歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方だけでなく、**60歳以降に退職後継続再雇用される方すべてに拡大**されました。

**事例** 60歳から64歳の年金を受け取る前の方が、3月31日に退職し4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合

平成25年4月1日より実施

標準報酬月額が再雇用後の**最初の月**から変わります。



**60歳以降に退職後継続再雇用される方すべてに取扱いを拡大し**、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより標準報酬月額の決定を行います。

### ※届出が必要です

退職後継続再雇用される場合は、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出する必要があります。

なお、提出時の添付書類として下記①と②の両方、または③を提出する必要があります。

- ①就業規則、退職者辞令の写し（退職日が確認できるものに限る）
- ②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明（事業主印が押印されているものに限る）

## ご注意ください

- 60歳以降に退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時にご提出いただく必要があります。（なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。）
- 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに傷病手当金の計算を行いますので、ご注意ください。

◆ 詳細につきましては、お近くの年金事務所へお問い合わせください ◆

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# 医療費が高額になりそうなときは 限度額適用認定証をご利用ください

**限度額適用認定証をご利用になると窓口でのお支払いが自己負担限度額まで※1となり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要※2になります。**

- ※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。  
保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。
- ※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。
- 「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関窓口へ提示してください。

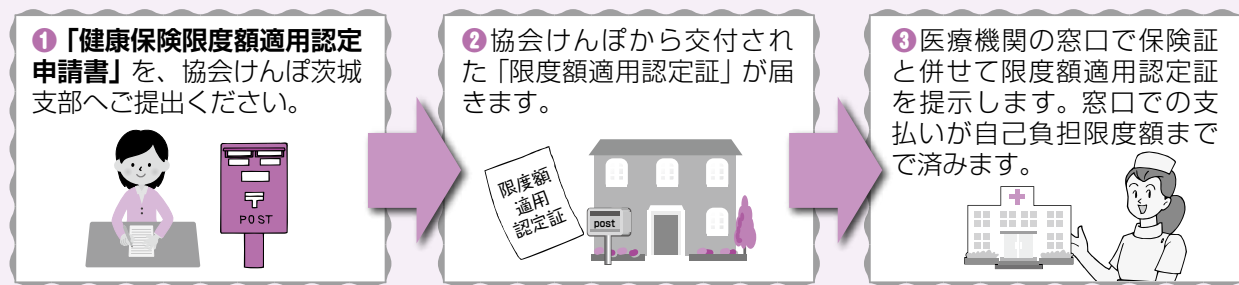
**限度額適用認定証は70歳未満の方がご利用になれます。**

- 70歳以上の方は、保険証と併せて**高齢受給者証**を提示すると窓口でのお支払いが自己負担限度額で済みます。
- 「全国健康保険協会 茨城支部」の名称が記載されている保険証をお持ちの方が対象です。

限度額適用認定証の発行までの流れ

限度額適用認定証をご利用いただくには、申請が必要です。

申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。また、ご郵送もいたします。申請書をご記入のうえ療養される方の**保険証のコピー**を添付し、協会けんぽ茨城支部へご提出ください。



**【限度額適用認定証申請時の留意点】**

- 限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた日の属する月の1日（資格を取得した月の場合は資格取得日）から（※）最長で1年間の範囲となります。  
※平成27年1月からの制度改正に伴い、**現在、有効期間は最長で「平成26年12月31日」まで**としての申請にご協力をいただいております。
- 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>  
☎029-303-1582（業務グループ）

## 協会けんぽの申請書・届出書

平成26年  
**7月**  
から

# 様式が 新しくなります

協会けんぽでは、加入者・事業主のみなさまにご記入いただく申請書・届出書を「見やすく」「わかりやすく」「記入しやすく」するため、平成26年7月から様式を新しくします。

- 新様式は、7月より、協会けんぽ窓口や、ホームページから入手できます。
- 従来の様式もご使用いただけますが、少しでもスムーズに手続きができるよう、新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

**新様式はホームページから  
ダウンロードできます**

協会けんぽ

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

※ダウンロードできる申請書は平成26年7月に切り替わります。

## 協会けんぽ メールマガジン会員大募集



協会けんぽ茨城支部では、健康保険制度に関する情報や給付金申請のノウハウ、健康に役立つ情報などをいち早くお届けするためメールマガジンを配信しています。ぜひご登録ください♪

### 対象者

パソコンやスマートフォンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。(携帯電話やPHSからは、ご登録できません)

### 内容

- ・健康保険制度の解説
- ・協会けんぽからのお知らせや最新情報
- ・給付金申請時の留意点
- ・保健師、栄養士からの健康づくりお役立ち情報

### 配信日

配信は毎月1回(毎月下旬に定期配信)

### 利用料

無料(通信料は除きます)

◆◆スマートフォンをご利用の方◆◆  
QRコードからご登録ができます♪

スマートフォンのアプリ等で右のQRコードを読み取り、ブラウザを起動⇒登録画面からご登録ください。



**ご登録・詳細については  
↓こちらを検索ください♪↓**

協会けんぽ 茨城 メールマガ

検索

# 資格喪失届には、必ず健康保険証の添付を!



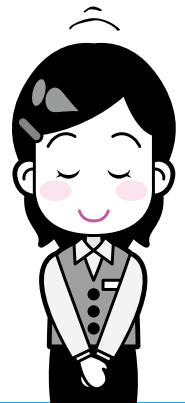
## ●健康保険証は退職日までしか使用できません!

会社を退職された場合、健康保険証が使用できるのは退職日までです。退職日の翌日からは使用できませんので、従業員様が退職される際には、必ず健康保険証を回収いただきますようお願い致します。

(例) 3月20日 退職 ⇒翌日3月21日以降は使用不可  
 (例) 4月1日 扶養解除 ⇒4月1日以降は使用不可

## ●健康保険証返却のルールをもう一度ご確認ください!

事業主様が資格喪失届を日本年金機構(年金事務所)に提出する際、  
退職者から回収した健康保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています。  
 (健康保険法施行規則 第五十一条)



事業主様におかれましては、健康保険証の適正な使用のため、健康保険証即時回収及び資格喪失届への添付にご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

### お問い合わせ先

**全国健康保険協会 茨城支部**  
 協会けんぽ  
 〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>  
 ☎029-303-1500 (代表)

## 年金事務所及び協会けんぽからのお知らせ

事業所所在地の変更又は事業所名称の変更が生じた場合は管轄の年金事務所へ速やかな届出(適用事業所関係届)が必要となりますが、事業所整理記号の変更や健康保険証発行の有無が生じますのでご注意ください。

事業所所在地変更の場合	事業所名称変更の場合	事業所整理記号	協会けんぽの記号	保険証発行の有無
茨城県内で移動 (管轄内の市町村変更・管轄外)	名称変更なし	変更あり	変更なし	無
	名称変更あり	変更あり	変更なし	有
茨城県内で移動 (同市町村=管轄内)	名称変更なし	変更なし	変更なし	無
	名称変更あり	変更あり	変更なし	有
県外から移動 (管轄外)	名称変更なし	変更あり	変更あり	有
	名称変更あり	変更あり	変更あり	有
所在地変更なし	名称変更あり (頭文字違う)	変更あり	変更なし	有
	名称変更あり (頭文字同じ)	変更なし	変更なし	有

(注) 保険証発行の有無で、有表示に該当する場合は保険証の差替えが必要となりますのでご注意ください。

※詳しくは管轄の年金事務所又は協会けんぽにご照会ください。